



埼玉県報

第2163号

平成22年3月5日

金曜日

目次

規則

- [埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則\(総務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県土地利用基本計画の一部変更\(土地水政策課\)](#)
- [埼玉県職員住宅維持管理業務に関する入札公告\(職員健康支援課\)](#)
- [家屋評価システムの賃貸借に関する入札公告\(特別徴収課税調査課\)](#)
- [埼玉県防災情報システム保守管理業務委託に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [防災気象情報提供業務委託に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [埼玉県防災情報メール運営業務委託に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [防災行政無線施設保守点検業務委託に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [衛星通信ネットワーク施設保守点検業務委託に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [防災行政無線補助業務・情報収集伝達業務委託に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [平成二十二年度リフト付きバス「おおぞら号」の運行業務委託に関する入札公告\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)

- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [中福東土地改良区の役員退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [中福東土地改良区の清算人退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [清算法人行田市太田地区土地改良区の清算人就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [ヨーネ病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の開催\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画一本松土地区画整理事業の変更\(市街地整備課\)](#)
- [飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(下水道課\)](#)
- [指定確認検査機関の事務所の所在地の変更\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [休日・夜間いじめ等電話相談業務委託に関する入札公告\(生徒指導課\)](#)
- [埼玉県立図書館資料等搬送業務委託に係る一般競争入札の公告\(熊谷図書館\)](#)
- [県道川越上尾線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣川島線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道川越栗橋線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道百二十二号の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第一課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第三百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人心のケア大樹の会
- 三 代表者の氏名
齊藤 大法
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市大字下忍一三八番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心のケアを必要とする人達にカウンセリングを行うとともに、総ての人が心豊かに暮らせる社会を創造することで、教育や福祉の向上を図り、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

規 則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月五日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二条、第四条第二項及び第五条第二項中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第三百十二号

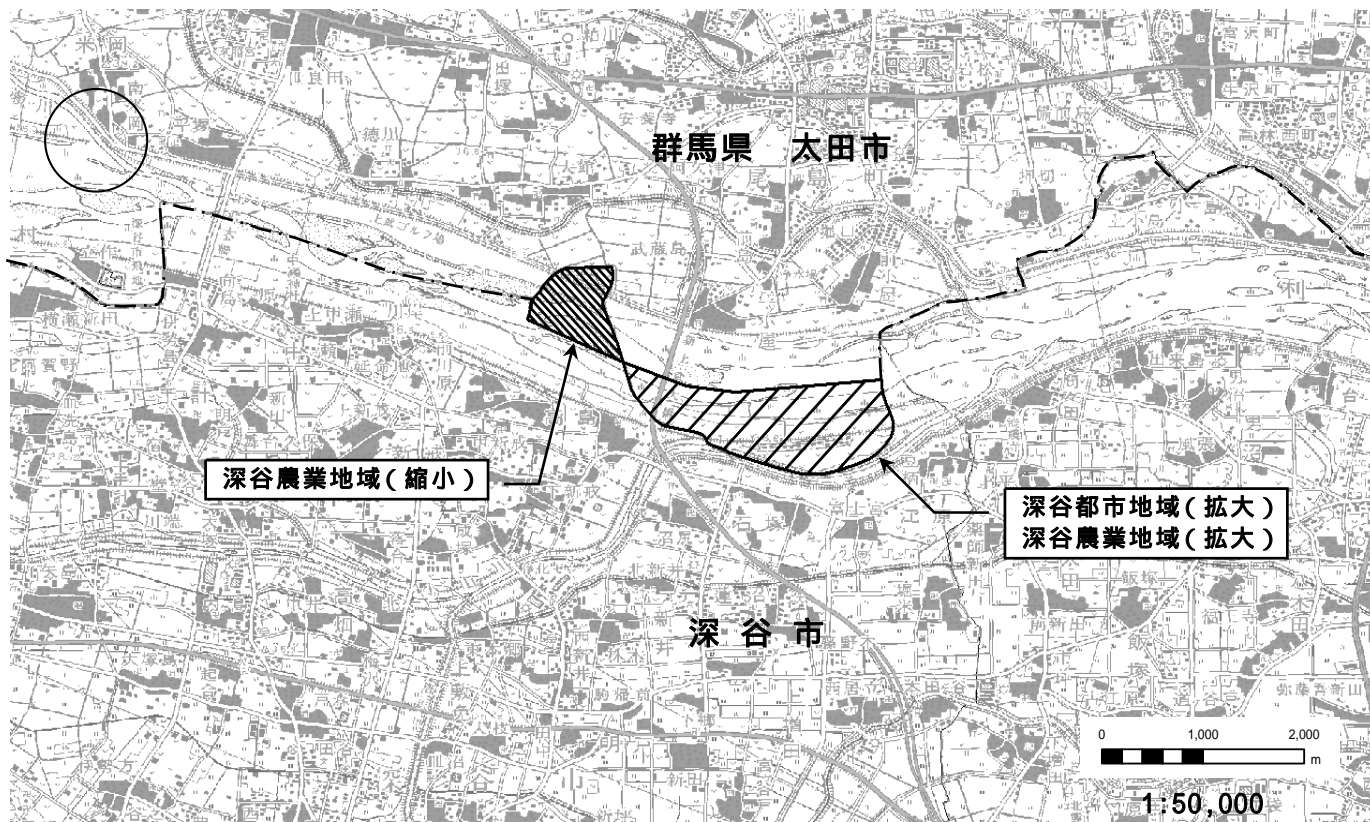
埼玉県土地利用基本計画を平成二十二年三月一日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

深谷市の区域

別図のとおり、都市地域百二十ヘクタール及び農業地域百二十ヘクタールを拡大し、農業地域三十六ヘクタールを縮小する。



別図 土地利用基本計画図

告示

埼玉県告示第三百十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県職員住宅維持管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 履行場所

ア 埼玉県さいたま市南区别所 1 丁目 16 番 14 号 別所東職員住宅

イ 埼玉県さいたま市南区别所 2 丁目 30 番 11 号 別所坂上職員住宅

ウ 埼玉県さいたま市南区别所 5 丁目 9 番 9 号 中浦和職員住宅

エ 埼玉県さいたま市浦和区常盤 10 丁目 10 番 10 号 ときわ職員住宅

オ 埼玉県さいたま市桜区西堀 8 丁目 16 番 9 号 西堀職員住宅

カ 埼玉県鴻巣市中央 26 番 14 号 鴻巣職員住宅

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) さいたま市内に本支店又は営業所を置き、管理を行おうとする職員住宅にお

ける緊急修繕等について迅速な管理上の対応ができること。

- (6) 平成 21 年 12 月 31 日以前の過去 3 年間に、埼玉県職員住宅維持管理業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者又は埼玉県内に所在する共同住宅等において管理業務（修繕業務を含む。）契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部
職員健康支援課厚生事業・職員住宅担当 石原 電話 048-830-2462（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成 22 年 3 月 16 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館健康相談・研修室 平成 22 年 3 月 30 日（火）午前 10 時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部職員健康支援課厚生事業・職員住宅担当 平成 22 年 3 月 29 日
（月）午後 5 時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成 22 年 3 月 18 日 (木) 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

家屋評価システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日(木)から平成27年3月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部特別徴収課税調査課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市において、税に関するソフトウェア賃貸借、システム開発等の受注実績があること。

(6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
特別徴収課税調査課課税調査担当 増田、上村 電話048-824-2111内線2669

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地 埼玉県大宮合同庁舎304会議室
平成22年3月29日(月)午前10時30分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月16日(火)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県防災情報システム保守管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 21・22 年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分「電気通信工事業」の A 級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成 22 年 2 月 28 日以前の過去 3 年間に国又は都道府県が実施した防災情報システムの保守管理業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 藤塚 史朗 電話 048-830-3180（直

通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成 22 年 3 月 10 日(水)までの間、上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により確認すること。)。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎 3 階災害情報連絡室 平成 22 年 3 月 11 日(木)午後 1 時
30 分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎 3 階災害情報連絡室 平成 22 年 3 月 29 日(月)午後 1 時
30 分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100 分の 5 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。)第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100 分の 10 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成 22 年 3 月 15 日(月)午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告示

埼玉県告示第三百十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

防災気象情報提供業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成 22 年 2 月 28 日以前の過去 3 年間に国又は地方公共団体が実施した防災気象情報提供業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 加藤・藤塚 電話 048-830-3180 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎 3 階災害情報連絡室 平成 22 年 3 月 11 日 (木) 午後 2 時

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 22 年 3 月 25 日 (木) 午前 9 時から同月 26 日 (金) 午後 5 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成 22 年 3 月 25 日 (木) 午前 9 時から同月 26 日 (金) 午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部消防防災課 平成 22 年 3 月 29 日 (月) 午前 10 時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

平成 22 年 3 月 15 日（月）午後 5 時までに次のいずれかの方法により提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県防災情報メール運営業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成 22 年 2 月 28 日以前の過去 3 年間に国又は地方公共団体が実施した携帯電話等へのメール配信業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 加藤・藤塚 電話 048-830-3180 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎 3 階災害情報連絡室 平成 22 年 3 月 11 日 (木) 午後 2 時 30 分

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 22 年 3 月 25 日 (木) 午前 9 時から同月 26 日 (金) 午後 5 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成 22 年 3 月 25 日 (木) 午前 9 時から同月 26 日 (金) 午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部消防防災課 平成 22 年 3 月 29 日 (月) 午前 11 時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成 22 年 3 月 15 日（月）午後 5 時までに次のいずれかの方法により提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3 (1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

防災行政無線施設保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21・22年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分「電気通信工事業」のA級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体のマイクロ波多重無線設備を用いた地上系防災行政無線施設に係る保守点検業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 石田 憲一 電話048-830-3177(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成22年3月11日(木)までの間、上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室 平成22年3月29日(月)午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月18日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第百二十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

衛星通信ネットワーク施設保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21・22年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分「電気通信工事業」のA級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体の通信衛星を用いた防災行政無線施設に係る保守点検業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 石田 憲一 電話048-830-3177(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成22年3月11日(木)までの間、上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室 平成22年3月29日(月)午前10時30分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月18日(木)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告示

埼玉県告示第百二十一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

防災行政無線補助業務・情報収集伝達業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の A 等級に格付けされた者で、電話交換業務を行う者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) さいたま市内に事務所等を常設し、本件業務に従事すべき者がやむを得ない理由により業務に従事できない場合に、速やかに交替要員を確保できる程度の電話交換員を有している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場

所並びに問い合わせ先

〒330 - 9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 柳澤 弘一 電話 048-830-3177 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成22年3月11日(木)までの間、上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により確認すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室 平成22年3月29日(月)午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月18日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告示

埼玉県告示第百二十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

リフト付き大型バス運行業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

関東甲信越地域、静岡県及び福島県

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 県所有のリフト付き大型バス(以下「おおぞら号」という。)の運行に当たり、道路運送法(昭和26年法律第183号)上必要とされる許可を受けていること。

(6) おおぞら号の運行が、平成22年4月1日から遅滞なく行えること。

(7) 平成21年12月31日以前の過去2年間に障害者の団体の輸送の実績を有する者であること。

(8) 事故の発生又は県からの要請があった場合には、迅速かつ適切に対応するこ

とができる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県福祉部障害者福祉推進課社会参加推進担当 白井 電話048-830-3309(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

下記(3)の入札説明会において交付する。また、入札説明会終了後は、上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県庁職員会館202会議室 平成22年3月11日(木)午後1時30分

- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階福祉部会議室 平成22年3月29日(月)午前10時

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県福祉部障害者福祉推進課社会参加推進担当 平成22年3月26日(金)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月19日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格の入札者に対しては、契約内容の履行の可否を確認するため、照会することができるものとする。

(6) 競争入札参加資格の特例

一般旅客自動車運送事業の許可しか有していない者については、落札後、速やかにおおぞら号に係る特定旅客自動車運送事業の許可を受けることを条件に、上記2(5)及び(6)の競争入札参加資格を認める。この場合においては、その許可を取得するまでの必要最小限の期間、自己の所有するリフト付きバスによる運行を認めることとし、その場合のリフト付きバスの規格についてはおおぞら号と同程度のものとする。

(7) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー幸手店

幸手市幸手百七十五 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

ハ 変更年月日

平成十九年七月四日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十九日

二 縦覧期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー幸手店

幸手市幸手百七十五 外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 六箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 八箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十九日

二 縦覧期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田サンシティショッピングモール

越谷市花田三丁目七番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）越谷コミュニケーションプラザ株式会社 代表取締役社長 板川文夫

（変更後）越谷コミュニケーションプラザ株式会社 代表取締役社長 高橋努

ハ 変更年月日

平成二十一年十二月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

厚川ビル（ダイエー東川口店）

川口市東川口三丁目七番地五 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 有限会社東川口商事 代表取締役 厚川武

（変更後） 有限会社東川口商事 代表取締役 厚川誠治

ハ 変更年月日

平成十七年十二月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月十八日

二 縦覧期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

厚川ビル（ダイエー東川口店）

川口市東川口三丁目七番地五 外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 二箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 一箇所

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一一〇台

ハ 変更年月日

平成二十二年二月二十二日（駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更）

平成二十二年十月十九日（駐輪場の位置及び収容台数の変更）

二 届出年月日

平成二十二年二月十八日

二 縦覧期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月五日から平成二十二年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十二年二月二十六日付で、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

大幅な賃金引き上げ等の件

三 日時

平成二十二年三月九日午前〇時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	清宮 浩	医療生協さい たま	川口市木曾呂一三二七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	清宮 浩	埼玉協同病院	川口市木曾呂一三二七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合行田支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合かすか べ支部	埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	埼玉県民主医療機 関労働組合川口支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
秩父市阿保町一 一一	行田市本丸一八 三	熊谷市上之三 八五四	春日部市谷原二 四 一一	○ 二 さいたま市西区指扇一一	さいたま市浦和区北浦和五 一〇七	川口市中青木四 一 二〇	川口市仲町一 三六	川口市木曾呂一三四七	川口市木曾呂一三一七

共済病院労働組合	埼玉県厚生農業協同組合連合会労働組合幸手支部	埼玉県厚生農業協同組合熊谷支部	埼玉県厚生民主医療機関労働組合大井支部	埼玉県民主医療機関労働組合朝霞歯科支部	埼玉県民主医療機関労働組合上福岡協同診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合さんとも支部	埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合西協同支部
大中 明美	野山 素子	野山 素子	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩
院 博仁会共済病	院 埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院	院 埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	所 大井協同診療所	科 あさか虹の歯科	療所 上福岡協同診療所	老人保健施設さんとも	所沢診療所	院 埼玉西協同病院
五 三 一 さいたま市緑区原山三一	幸手市東四 一四 二四	熊谷市中西四 五一	ふじみ野市ふじみ野 一 一五	朝霞市浜崎七二四 二一	七 七 ふじみ野市上福岡三三	所沢市中富一六一七	四 所沢市宮本町二 二二三 二二	所沢市中富一八六五

<p>南埼玉病院労働組 合</p>	<p>渡辺 豊</p>	<p>医療法人社団 俊睿会南埼玉 病院</p>	<p>越谷市増森二五二</p>
<p>共立医療会労働組 合北本共立診療所 支部</p>	<p>伊藤 弘子</p>	<p>医療法人共立 医療会北本共 立診療所</p>	<p>北本市中丸五 六 八</p>
<p>共立医療会労働組 合吹上共立診療所 支部</p>	<p>伊藤 弘子</p>	<p>医療法人共立 医療会吹上共 立診療所</p>	<p>鴻巣市吹上富士見三 一 一九</p>
<p>共立医療会労働組 合さくらおとなこ ども診療所支部</p>	<p>伊藤 弘子</p>	<p>医療法人共立 医療会さくら おとなこども 診療所</p>	<p>北本市北本団地一 二七 一〇二</p>
<p>西部診療所労働組 合</p>	<p>斉藤 明</p>	<p>西部診療所</p>	<p>川越市天沼新田三〇七 一</p>
<p>蓮田クリニック労働 組合</p>	<p>相川 明治</p>	<p>医療法人社団 腎盛会蓮田ク リニック</p>	<p>蓮田市馬込一四四 一</p>

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中福東土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
監 事	小 峯 一 男	川越市砂新田六六番地
同	永 堀 善 一	同 大字小中居六九六番地一
同	藤 川 邦 夫	同 下赤坂二七五番地

告示

埼玉県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年七月三日解散認可した川越市大字中福 中福東土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
井上義孝	川越市大字中福五六〇番地
森下和一	同 同 六八二番地
吉沢重造	同 同 五六八番地
小川一郎	同 同 七六一番地
柿沼治吉	同 同 下松原一八三番地
内田和男	同 同 中福四六二番地
石田定弘	同 同 七六四番地
石川秀夫	同 同 五七六番地
山下徳弥	同 同 上松原三二三番地
細田長蔵	同 同 中福八三九番地
山下清美	同 同 上松原三〇〇番地
落合覚	同 同 中福六五一番地
相田英一	同 同 上松原二八八番地
稲浦敏雄	同 同 今福一一一番地一七

告 示

埼玉県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十二年一月二十九日解散した行田市太田地区土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

清算人の氏名及び住所	氏 名	住 所
	小林 榮 一	行田市藤間四八七番地
	齋 藤 孝 次	同 若小玉一五五八番地
	坂 本 辰 男	同 関根八九三番地
	長谷部 進	同 小針三四二五番地
	増 田 隆 治	同 下須戸一三七九番地
	横 田 廣 芳	同 真名板六二四番地

告示

埼玉県告示第三百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

ヨ―ネ病 牛	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
患畜			一頭	熊谷市	平成二十二年 二月二十五日	殺処分

告示

埼玉県告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画区域区分

二 公聴会の期日、時間及び場所

平成二十二年四月二十一日 午後二時〇〇分から

朝霞市役所別館五階大会議室

三 公述申出書の提出期間及び提出先

平成二十二年三月五日から平成二十二年三月二十六日まで

朝霞市都市建設部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課

四 公述申出書の様式

別記のとおり

五 都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

平成二十二年三月五日から平成二十二年三月十九日まで

朝霞市都市建設部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所

六 公聴会に関する問い合わせ

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八 八三〇 五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された朝霞都市計
画区域区分の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し
し出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ
さい。

(2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

鶴ヶ島市長から坂戸都市計画一本松土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第二百九十号で告示した飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

飯能市

二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年十二月二十二日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ハ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第三百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	埼玉県知事 第四号
名称	財団法人 さいたま 住宅検査 センター
住所	さいたま市浦 和区岸町七丁 目十二番三号
変更後の事務所の 所在地（新設）	さいたま市大宮区桜木 町四丁目百二十一番地 一（大宮事務所）
事務所の所在地 の変更日	平成二十二年三 月一日

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

さいたま市南区別所二丁目八番四号 フォーサムA二〇二

野添 進

二 取消年月日

平成二十二年二月二十八日

告 示

埼玉県告示第三百四十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

休日・夜間いじめ等電話相談業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 仕様書に基づき提供しようとする業務が仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局
県立学校部生徒指導課総務・登校支援担当 大山 電話 048-830-6745 (直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 29 日（月）午前 10 時 30 分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 26 日（金）午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 平成 22 年 3 月 29 日（月）午前 11 時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 22 年 3 月 15 日（月）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3 (1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館資料等搬送業務委託 一式（年間予定搬送回数 544回）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

ア 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館

イ 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号 埼玉県立熊谷図書館

ウ 埼玉県久喜市大字下早見85番地の5 埼玉県立久喜図書館

エ 埼玉県さいたま市桜区大字下大久保255番地 埼玉大学図書館

オ 仕様書に示す県立機関及び市町村立図書館等

上記アからオまでに掲げる県立図書館等の間を、仕様書に定められたコースで巡回する。

(5) 入札方法

入札金額は、搬送1回当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒360-0014 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号 埼玉県立熊谷図書館図書館
協力担当 藤井 宏征 電話048-523-6291

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立熊谷図書館集会室 平成22年3月16日(火)午前10時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立熊谷図書館集会室 平成22年3月29日(月)午前10時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額(1回当たりの単価)×544回×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

落札金額(1回当たりの単価)×544回×0.1

- (2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

川越上尾線	路線名
川越市氷川町一六七番二地先から 同市氷川町二六九番一地先まで	供用開始の区間
平成二十二年三月五日	供用開始の期日
延長四五・〇 メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣川島線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
九地先まで	比企郡川島町大字上八ツ林字上ヶ 谷戸二九二番一地先から同郡同町 大字上八ツ林字上ヶ谷戸二九四番	区 間
一四・五一～二四・〇〇	一四・一九～二四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
九一・七九		延 長 (メートル)
路区域の一部変更 である。		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>県道川越栗橋線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>比企郡川島町大字山ヶ谷戸字諏訪八 ○番二地先から同郡同町大字山ヶ谷 戸字諏訪一一番一地先まで（ただ し、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一九八・〇 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
番一 地先 まで	北 崎 玉 郡 騎 西 町 大 字 鴻 荳 字 白 山 一 二 五 九 番 一 地 先 か ら 同 郡 同 町 大 字 芋 荳 字 狭 間 一 一 九 八	番一 地先 まで	番一 地先 まで	区 間
四 七 ・ 〇 〇	二 五 ・ 〇 七 }	一 二 ・ 三 一 } 一 五 ・ 五 一	一 〇 ・ 二 七 } 四 四 ・ 二 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
八 四 六 ・ 三 〇	二 〇 一 ・ 二 〇		一 〇 六 二 ・ 二 〇	延 長 (メ ー ト ル)
			平 成 十 五 年 十 一 月 四 日 付 け 崎 玉 県 告 示 二 千 百 八 十 号 で 予 定 さ れ た 引 継 ぎ の 処 理 で あ り、 旧 A の 一 部 を 騎 西 町 道 と し て 引 き 継 ぐ	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令川建セ第二一〇一三七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十五日

第二一〇一七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字西谷ツ四三九六 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字石橋二一三八番地二

矢島 寛之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年一月四日

指令川建セ第二一〇一四二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月一日

第二一〇一七四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字大串字宿一〇五一 二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字大串一〇五一番地

大室 祐太

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令川建セ第二一〇一三三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月二日

第二一〇一七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字北吉見字出水西三九四一 九四、三九四一 九五、大字長谷

字十五ノ谷一六四三 三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字北吉見三九四一 九四

清水 秀夫

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第 三十六 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年二月十二日

指令川建セ 第二一〇一五五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月二日

第二一〇一七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字鎌形字南中島一六〇五一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秩父郡東秩父村大字安戸九九〇一三

高野 敏二

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月二十六日

指令越建セ第二一〇一一九一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十六日

第四二七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字浅間下二〇〇六一、二〇〇七一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪一七八七一

新部 潤一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月二十六日

指令越建セ第二一〇一四六一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十六日

第四二八 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外一七四一 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町川端四丁目三番三四号 エステートピア翔B棟二〇六号

松永 夕紀絵

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月二十六日

指令越建セ第二一〇〇五九一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十六日

第四二九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町西大輪一丁目一―二―六、一七、一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町西大輪一―一七―二

学校法人青木学園 理事長 青木 喜代子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年九月二十五日

指令越建セ第二一〇一〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月一日

第四三〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字才羽一一八―一、一一九―一、一一九―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字東一〇七番地

金子 幸男

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月二十六日

指令越建セ第二一〇一五五一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十六日

第四三六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字小塚四五八―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町下栢間二二五―三

鈴木 栄

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年三月五日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年三月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の任免について

ロ 平成二十一年度埼玉県指定文化財等の指定解除、指定名称の変更及び選択について

ハ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	田 中 龍 夫
埼玉県監査委員	大 山 忍

団体別の措置状況

<p>監査対象団体 所管部局</p>	<p>監査結果の公表年月日 (県報の号数)</p>	<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>財団法人 埼玉県公園緑地協会 都市整備部</p>	<p>平成21年12月15日 (第2142号)</p>	<p>注意事項 財団法人埼玉県公園緑地協会(埼玉スタジアム2002公園)は、県からの委託事業において、液晶テレビ(64台)、ブルーレイレコーダー(23台)及びテレビスタンド・取付金具一式(47台)を1者による随意契約で購入(契約額:11,445,000円)したが、1者による随意契約の明確な理由がなかった。 財団法人埼玉県公園緑地協会の財務規程に基づき、複数の業者による入札又は見積合わせを実施する必要があった。</p>	<p>再発防止のため、契約事務について、所長会議や各事業所に対する年2回の内部監査を通じて、財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程の遵守を改めて職員に周知するとともに、出納員によるチェックを徹底し、事務処理の適正化を図った。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 田 中 龍 夫

埼玉県監査委員 大 山 忍

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成20年度・平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 138機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	西部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	総合リハビリテーションセンター、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	人間東福祉保健総合センター、比企福祉保健総合センター、秩父福祉保健総合センター、児玉福祉保健総合センター、埼玉葛北福祉保健総合センター、所沢保健所、東松山保健所、秩父保健所、本庄保健所、幸手保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、創業・ベンチャー支援センター、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	新三郷浄水場、吉見浄水場、第一水道建設事務所
教育局	長瀬げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高校、上尾橋高校、上尾鷹の台高校、上尾南高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、人間高校、人間向陽高校、岩槻商業高校、浦和北高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、大宮東高校、大宮南高校、川口高校、川越西高校、川本高校、北本高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋高校、鴻巣高校、坂戸西高校、杉戸農業高校、玉川工業高校、常盤高校、

	所沢高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、新座柳瀬高校、鳩ヶ谷高校、鳩山高校、羽生実業高校、飯能高校、飯能南高校、日高高校、本庄高校、本庄北高校、松山女子高校、三郷北高校、宮代高校、妻沼高校、八潮高校、八潮南高校、寄居城北高校、和光高校、上尾かしの木特別支援学校、川越特別支援学校、騎西特別支援学校、越谷特別支援学校、さいたま桜高等学園、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和西警察署、大宮東警察署、上尾警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、熊谷警察署、寄居警察署

(3) 監査実施日

平成21年12月4日～平成22年1月28日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果																								
危機管理防災部	消防学校	<p>平成20年7月25日に元荒川上流土地改良区から一級河川直排区域の排水負担金(630,250円)還付の通知を受理した。</p> <p>しかし、還付に係る歳入の調定を平成21年5月15日に処理したことは不適切であり、速やかな債権の確保に努めるべきであった。</p>																								
保健医療部	衛生研究所	<p>平成20年度検査用消耗品の購入に当たり、以下のような不適正な事務処理を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一括して数十万円分を購入した後、見積書・納品書・請求書を10万円未満に分割した。 2 12月補正で予算化された事業について、歳出予算令達前から発注し、納品を受けたにもかかわらず、年度末まで請求・支払いを遅らせた。 3 年度を越えて納品された物品について、年度内に納入されたことにして支払いを行った。 4 見積書・納品書・請求書の日付を空欄にするよう業者に指示した。 																								
教育局	飯能高校	<p>平成20年7月から21年10月まで、以下のとおり生徒から現金納入された全日制生徒の授業料及び諸会費の一部(滞納された一月分の授業料に満たない端数金額)を金融機関等に払い込まず保管した。最終的に21年11月に、これらを合わせて授業料に充当し、指定金融機関等に払い込んだ。</p> <p>長期に渡り現金を保管した行為は、現金収納の取扱いに照らし極めて不適切であった。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>納入日</th> <th>納入額</th> <th>端数金額</th> <th>(累計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年7月24日</td> <td>20,400円</td> <td>600円</td> <td>(600円)</td> </tr> <tr> <td>11月4日</td> <td>50,000円</td> <td>500円</td> <td>(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>12月2日</td> <td>42,000円</td> <td>2,500円</td> <td>(3,600円)</td> </tr> <tr> <td>21年3月5日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(3,800円)</td> </tr> <tr> <td>4月6日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(4,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	納入日	納入額	端数金額	(累計額)	20年7月24日	20,400円	600円	(600円)	11月4日	50,000円	500円	(1,100円)	12月2日	42,000円	2,500円	(3,600円)	21年3月5日	20,000円	200円	(3,800円)	4月6日	20,000円	200円	(4,000円)
納入日	納入額	端数金額	(累計額)																							
20年7月24日	20,400円	600円	(600円)																							
11月4日	50,000円	500円	(1,100円)																							
12月2日	42,000円	2,500円	(3,600円)																							
21年3月5日	20,000円	200円	(3,800円)																							
4月6日	20,000円	200円	(4,000円)																							

		10月23日	10,000円	100円	(4,100円)
		11月12日	10,000円	0円	(0円)

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防災部	消防学校	<p>平成21年度寝具類賃貸借契約について、平成21年3月に指名競争入札を電子入札で実施した。参加6者中5者は電子入札を行ったが、1者については、電子入札ができないことを県に連絡し、了解を得て紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。</p> <p>しかし、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認の手続きを行わずに入札を認めたことは、不適切であった。</p>
福祉部	埼玉学園	<p>平成20年度、複合機の賃貸借契約及び複合機の複写サービスに係る単価契約（いずれも5年間の長期継続契約）に当たり、執行予定額の初年度分が、それぞれ63,630円と149,869円であることから予定価格調書を作成しなかった。</p> <p>契約期間全体の執行予定額は、それぞれ636,300円と1,498,690円であり、いずれも50万円以上であることから、予定価格調書を作成すべきであった。</p>
保健医療部	衛生研究所	<p>重要物品であるネットワークシステム用サーバー（平成10年取得、2,121,000円）、放射能測定装置（平成7年取得、2,204,200円）の処分について、いずれも廃棄した年度が明確ではなく、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定伺、廃棄伺を行うことなく処分していた。</p> <p>2 重要物品等カード、備品出納簿及び物品供用簿へ必要事項の記載が行われていなかった。</p>
農林部	中央家畜保健衛生所	<p>平成21年1月5日にアシストチューブ他の医療消耗品（59,346円）及び防塵マスク他の医療消耗品（82,005円）を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第103条第2項では、10万円以上の契約をする際は、原則として2人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。1件の契約として2人以上か</p>

		ら見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。
農林部	川越家畜保健衛生所	<p>平成20年5月19日にプラスチック手袋他の医療消耗品(59,398円)及びアイソジェン-L S他の医療消耗品(94,762円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>また、平成21年3月25日にツベルクリン他の医療消耗品(76,765円)及びダイナビーズ(80,325円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第103条第2項では、10万円以上の契約をする際は、原則として2人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。いずれも1件の契約として2人以上から見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。</p>
農林部	秩父高原牧場	<p>秩父高原牧場管理規則第4条では、畜産業使用料及び畜産業手数料の納期限を毎四半期に係るものは当該四半期の末日としている。</p> <p>しかし、平成20年度に263件、21年度に138件あったすべての畜産業使用料及び畜産業手数料の徴収手続きにおいて、調定と納入通知書の発行が遅れたため、当該四半期の末日までに納付されていなかった。</p>
県土整備部	熊谷県土整備事務所	<p>平成21年3月に、熊谷スポーツ文化公園において、公園等建設工事(需用費)(499,800円)及び公園等建設工事(需用費)その2(499,800円)を随意契約により行った。</p> <p>2件の工事は施工箇所が隣接しており、工事内容、見積依頼日、工期が同一であり、見積合せの結果、発注した業者も同じであった。</p> <p>このような建設工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
教育局	大滝げんきプラザ	<p>平成21年2月から3月にかけて、配管凍結防止修繕(567,000円)、浴槽タイル補修工事(924,000円)、宿泊棟A屋根及び木工室雨漏り防水工事(693,000円)並びに宿泊棟便所スイッチ配線修理(747,600円)を実施した。</p> <p>これらは、いずれも予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
教育局	騎西特別支援学校	平成20年度及び21年度の以下の契約事務について、次の点で不適切であった。

		<p>1 20年度及び21年度にグリストラップ汚泥処理(65,782円)の委託契約を行ったが、検査調書を作成していなかった。</p> <p>2 20年4月にLPガスの単価契約(250円/m³)を締結した。予定価格調書には、予定単価に予定数量を乗じた額を記載していたが、予定価格は予定単価とすべきであった。</p>
教育局	久喜特別支援学校	<p>平成20年度及び21年度の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21年3月中に以下のとおり、同一の業者から複数回、同種の消耗品を購入した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p style="padding-left: 40px;">トナーカートリッジ 4件 230,811円 給食用食器 3件 244,335円 カーテン 3件 214,200円</p> <p>2 21年8月17日に同一の業者により、汚水処理制御盤修繕(94,500円)及び厨房屋外排水管修繕(39,900円)を執行した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>
教育局	和光南特別支援学校	<p>平成20年度及び21年度の油水分離槽清掃業務について、計3回実施した委託業務の履行確認検査を20年8月22日、12月26日及び21年8月6日にそれぞれ行った。業務完了届の日付は20年8月31日、12月31日及び21年8月27日であり、いずれも業務の完了前に検査を行ったことは不適切であった。</p>
教育局	熊谷工業高校	<p>平成21年3月に産業廃棄物処理業務委託契約(142,275円)を締結した。契約金額が10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、2者のうち1者について、事前に徴取した参考見積書をそのまま使用しており、実質的に1者からの見積書徴取となったことは不適切であった。</p>

教育局	熊谷農業 高校	<p>平成20年6月と10月に産業廃棄物処理を業者に委託し、それぞれ6月11日と10月20日に完了検査を行った。</p> <p>しかし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日はそれぞれ6月13日と10月22日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>
教育局	妻沼高校	<p>平成20年10月に体育館1階トイレ改修工事(659,662円)を実施した。予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知並びに同条第十項の規定に基づき監査委員が添えた意見に対して、埼玉県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 田 中 龍 夫

埼玉県監査委員 大 山 忍

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	水環境課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>浄化槽検査監視指導事業では、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を進め、生活環境の保全を図っている。</p> <p>汚水のたれ流しを改善し流域の合併浄化槽等を適正に維持・管理していくことは、河川の浄化対策に極めて重要であり、浄化槽法に基づく法定検査の受検指導を強力に行うことが緊急の課題となっている。</p> <p>現在ある浄化槽台帳は、十分に実態が反映されていない。このため、19年度から実態把握に努めているところであるが、その基礎データは県内浄化槽の全数を網羅したものではない。</p> <p>また、19年度に実施した「よみがえれ！豊かな川づくり事業」で、河川浄化運動に取り組んだ元荒川上流、元荒川中流、不老川の3地域や水質汚濁が著しい藤右衛門川については、浄化槽の設置や管理状況の把握が極めて重要であり、悉皆で立入検査を行い確認すべきであった。</p> <p>県内浄化槽の設置や管理の状況を把握せず、十分な立入検査を行わないまま河川の浄化対策を進めてきたことに問題があった。</p>	<p>平成20年度に、浄化槽台帳整備を終了し、浄化槽全数を把握した。今後、台帳を法定検査の受検指導等に活用していく。</p> <p>また、水質汚濁の著しい10地域で、各120件の立入検査を実施した。</p> <p>平成21年度は、6月から水質汚濁の著しい地域で戸別訪問指導を行う「浄化槽法定検査受検等普及啓発事業」を実施している。平成21年12月末までに約75,000軒を訪問し指導を行った。</p> <p>これらの取組の結果、平成21年12月末現在の法定検査受検件数は、7条検査が前年比約60%増、11条検査が前年比約20%増となっている。</p> <p>また今後は、受検率のさらなる向上を図るための年次別計画を策定し、計画的に取組を進めることとした。</p>

教育局	小鹿野高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第2142号)	<p>時間割・カリキュラム作成支援システム用機器等賃貸借契約については、想定したリース期間（平成 16 年度～ 20 年度）が満了したため、21 年度については、1 年間を契約期間として再リース契約を締結した。</p> <p>当該契約に含まれていた定期保守について、業者が行っていなかったにもかかわらず、定期保守代を含めた賃貸借料を支払っていたことは不適切であった。</p>	<p>変更契約を行い、過払いした保守点検料 6 か月分（156,618 円）について、返納通知書により業者から平成 21 年 12 月 24 日に返納させた。</p> <p>毎月の検査確認の際に、契約内容の履行についてしっかりと確認をした上で賃貸借料を支払うこととした。</p>
-----	-------	-------------------------------	---	---

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
企画財政部	財政課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度に締結した地方債の発行主体としての埼玉県の格付等を取得する業務委託契約（787,500 円）については、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結の際、見積書を徴取していなかった。 2 前金払の事項を契約書に定めることなく、前金払をしていた。 3 委託業務完了後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。 	<p>法令規則に則り、事務処理の適正化を図った。</p> <p>平成 21 年度の契約については、埼玉県財務規則に定められた手続きにより、見積書を徴取し、前金払の事項を契約書に定め、業務委託契約を締結した。</p>
企画財政部	交通政策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>つくばエクスプレス沿線で施行中の八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業地内の県有地において、平成 19 年 10 月から電柱 2 本、支線 1 本にかかる普通財産の貸付けを行っている。</p>	<p>平成 19 年度分までの差額（19 年度 1,279 円、20 年度 3,110 円）については、貸付先と協議し、直ちに請求手続きを行い、平成 21 年 8 月 31 日に納付された。</p> <p>普通財産の貸付料の算定に当たっては、用途によ</p>

			<p>21年1月に貸付額の算出誤りが判明し、21年度分から正しい金額に改めたが、19年度分までの差額（19年度1,279円、20年度3,110円）についても請求するべきであった。</p>	<p>り根拠規程が異なるため、十分な注意が必要であることを、課内全員に周知し、注意喚起を行った。</p>
総務部	職員健康支援課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年4月に別所沼会館冷暖房運転・警備・清掃業務委託契約（9,870千円）を締結した。当会館は20年11月から民間委託を予定していたことから、契約期間を20年4月から10月までの7か月間とし、19年度の契約額に12分の7を乗じた額を予定価格として設定した。価格調査や具体的な積算に基づき予定価格を定めるべきであった。</p> <p>また、契約締結後に20年10月を休館とすることとしたため、警備時間・冷暖房運転日数・清掃日数に変更が生じた。業務量の増減を算定したところ、金額の増減がなかったため変更契約を締結しなかった。業務内容に変更があったことから、変更契約を締結するべきであった。</p>	<p>今後は、予定価格について、価格調査や具体的な積算に基づき設定するよう徹底する。</p> <p>また、契約締結後の業務内容の変更については、変更契約を締結するよう徹底した。</p>
県民生活部	NPO活動推進課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年度のNPO情報ステーション運営事業委託契約（347千円）において、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託内容の詳細を示した仕様書が作成されていないため、業務内容が不明確な契約となっていた。 2 相手方から提出された業務完了報告書により、支出負担行為金額を減額したが、変更契約を締結しないまま委託料を支払っていた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度契約について、契約書第33条に基づき、委託内容の詳細を委託先と協議して定めた。 2 担当内で支出負担行為金額を減額する場合の手続を確認した。21年度契約において委託料を減額する場合には、変更契約を締結する。

県民生活 部	県政情報 センター	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	平成 20 年度に「特定非営利活動法人ガイドブック 埼玉県版」の印刷(623,700円)を発注した。 予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成す べきところ、作成していなかった。	再発防止のため、埼玉県財務規則の周知徹底を図っ たほか、適正な事務処理を行うため、予定価格調書が 作成されているかなどのチェック体制を強化した。
環境部	産業廃棄 物指導課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	廃棄物処理法は、措置命令が履行されない場合や、 命令するいとまがない場合などに、行政代執行法の特 例として、簡易迅速な手続きにより代執行を行うこと ができる旨を規定している。 寄居町に油スラッジが野積みされた事案では、平成 21年2月に措置命令を出したところ、行為者から資 力がなく履行できないとの意思表示があったため、家 族連帯して費用を弁済することを書面により誓約させ、行政代執行の方法を採らずに県が撤去を行った。 当事案では、行政代執行を行うことにより、撤去費 用について県自らの強制徴収権限を確保し、「捨て得は 許さない」という県の姿勢を示すべきであった。	不法に投棄されている産業廃棄物については、行為 者等に対し、厳しく撤去指導を行い、責任を追及する。 火災や崩落など危険性が高く、放置できないと判断 したものについては、行為者等に対して措置命令を発 出し、生活環境保全上の支障の除去を命ずる。 今後同様の事案については、廃棄物処理法に基づ く、行政代執行を行うことにより、撤去費用について 強制徴収権を確保する。 こうした対応により、「捨て得は許さない」という 県の姿勢を明確に示していく。
福祉部	子育て支 援課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	認定こども園整備促進事業については、平成 19 年 度の計画 5 か所、予算額 21,500 千円に対し、そ の実績は 1 か所、9,375 千円と計画を下回った。 このため、20 年度定期監査において、市町村や庁 内の関係部局との連携を強化し、制度の周知及び予算 の効果的な執行に努めるよう監査意見を提出した。 しかし、20 年度も計画 5 か所、予算額 21,500 千円に対し、実績は 1 か所、599 千円と、2 年続け て計画を下回った。	認定こども園については、幼稚園部分と保育所部分 における監査の重複や会計処理が複雑になるなど事 務の煩雑さの問題が指摘されており、全国的にも設置 が進んでいない状況にある。 このような状況の中、県内を 4 ブロックに分け、市 町村・幼稚園職員を対象とした認定こども園説明会を 計 4 回開催し、認定こども園に関する理解を深めてい る。 今後は幼稚園に対して個別に働きかけを行うなど、

			当該事業が進まない原因を分析し、必要な措置を講ずるべきである。	さらに認定こども園の設置促進を図る。
福祉部	障害者福祉推進課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	伊豆潮風館の管理運営に当たり、「伊豆潮風館指定管理者モニタリング実施要領」を定め、指定管理者の管理運営状況を確認することにしているが、次のとおり不適切な点があった。 1 四半期に 1 回現地モニタリングを行うべきところ、20 年度は実際に宿泊してモニタリングすることを理由に年 2 回のみの実施であった。 2 毎年度、重点実施事項を別に定め調査すべきところ、20 年度は定めていなかった。	効果的にモニタリングが実施できるよう実施要領を宿泊を伴うモニタリングを年 2 回、宿泊を伴わないモニタリングを年 2 回実施するよう見直した。 また、平成 21 年度については、モニタリングの重点実施事項を定め、指定管理者に通知し、平成 21 年 9 月に調査を実施した。
保健医療部	保健医療政策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	平成 20 年度に一般医薬品の登録販売者試験実業務委託を一般競争入札により 15,645 千円で契約した。 埼玉県財務規則では、入札参加者及び契約の相手方が国又は地方公共団体との契約において一定の履行実績があるときは、入札保証金及び契約保証金を免除できるとされている。 入札に参加した 3 者が提出した履行実績は、主に財団法人や社会福祉法人との契約におけるものであった。免除要件を満たさない実績であり、入札保証金を納付させるべきであった。 また、落札者に対しても同様に契約保証金を免除したことは不適切であった。	再発防止のため、契約事務についてのチェックリスト等の作成、職員研修を行うなど事務の適正化を図った。

保健医療部	保健医療政策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度の衛生免許ネットワーク用端末機器等の賃貸借契約（3,853 千円）については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第 9 条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p>	平成 21 年度の新システムの契約については、直ちに誓約書の提出を確認した。再発防止に向けて職員研修を行うとともにチェック体制を強化し、事務の適正化を図った。
保健医療部	医療整備課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>医療機能情報及び薬局機能情報提供システムは、平成 20 年度に同一の業者と保守業務委託契約（4,221 千円）及び運用業務委託契約（3,654 千円）の 2 件を締結している。各々の契約について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役割分担やサービス条件などを定めた業務仕様書に同一業務と誤解されるような記載があり、各々の業務内容が具体的に記載されていなかった。 2 業者から提出された 2 件の実績報告書は同一であった。また、仕様書に定めた業務内容が実績として記載されていないものがあった。 3 確認すべき業務内容が不明確な実績報告書により、履行確認の検査を行い委託料を支払っていた。 	平成 21 年度契約について仕様書の記載内容及び実績報告書の記載対象の見直しを行った。また仕様書に定めた業務が適正に行われていることを確認した。
保健医療部	健康づくり支援課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	平成 20 年度の下記 4 件の契約については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にか	契約案件ごとに、契約日、誓約書の提出日等を確認できる管理表を作成し、定期的にチェックする体制と

			<p>かる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり啓発事業委託契約（900千円） ・地域歯科保健医療従事者育成支援事業委託契約（1,100千円） ・8020運動推進事業（乳幼児歯科保健事業）委託契約（3,500千円） ・8020運動推進事業（成人歯科保健事業）委託契約（3,500千円） 	<p>した。</p> <p>平成21年度の委託事業16件については、すべて誓約書の提出を確認した。</p>
保健医療部	疾病対策課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年度に締結した特定疾患に係る各種帳票類の印刷契約（6件）については、いずれも同じ3者から見積書を徴取し随意契約により契約を締結したが、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 4件の印刷契約、総額1,403,818円については、見積書の收受日、見積業者（3者）、契約者及び納品日が同一であった。1件の発注として、競争入札をすべきであった。 2 別の印刷契約2件については、見積書の提出日、收受日がともに記載されていなかったが、契約者、納品日が同一であり、見積業者は上記1と同じ3者で 	<p>再発防止のため、まとめて発注できるよう早くから準備を行うとともに、見積書等に不備がないようチェック体制の強化を図った。</p>

			<p>あった。1件の発注にまとめるべきであった。</p> <p>3 上記6件については、見積合わせの際に徴取した見積書のすべてに日付が記入されてなかった。また、請求書に記入された履行確認日が、相手方から提出された納品書の納品日と異なっていた。</p>	
農林部	森づくり課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年度の第59回埼玉県植樹祭に際して、ツツジの苗木1,400本(613,200円)を購入した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>	<p>再発防止のため、契約事務の処理に当たっては予定価格調書の作成の要否などの手続きについて、担当者、決裁者がそれぞれよく確認するとともに、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な事務に努めるよう課内職員への周知・徹底を図った。</p> <p>また、出納員や総務担当が支出書類の整理を行う際に、内容の確認を徹底するようにした。</p>
農林部	農村整備課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成20年3月21日に納品されたシュレッダー(131,250円)の代金を出納が閉鎖される5月末日までに支払わなかった。</p> <p>6月に納入業者から支払の催促があったため、納品日を20年4月1日とした納品書及び請求書を提出させ、20年度の購入にかかる代金として6月24日に支出事務を行った。</p> <p>19年度の債務であり過年度支出として支払すべきところ、20年度の債務として支払ったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令の周知・徹底を図るとともに、納品された物品の検査確認については、物品購入に係る発注担当職員とそれ以外の職員との複数で行うことにした。</p> <p>また、毎月実施する自己検査では、自己検査確認表のチェック欄を各担当の財務事務担当者・資金前渡担当者・分任出納員・出納員の4区分とし、4人でチェックを行う体制とした。</p> <p>さらに、所属長の自己検査終了後に各グループリーダーに検査結果を周知し、各グループリーダーから全職員に検査結果について周知するようにした。</p> <p>特に年度末においては、支払漏れのないよう自己検査の最重点課題とすることにした。</p>

都市整備部	都市計画課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度に議事録作成業務請負の単価契約（執行予定額 300 千円）を締結した。契約書に「別紙仕様書に基づいて履行しなければならない」と記載されていた仕様書が作成されていなかった。</p> <p>提出すべき成果品の内容、納入期限は、契約の基本的事項であり、書面で明確にしなかったことは不適切であった。</p>	<p>平成 21 年度の議事録作成業務請負契約に当たっては、契約書に定める仕様書を作成、添付した。</p> <p>前例踏襲によることなく基本的事項の確認を怠ることのないよう職員に周知徹底し、今後、同様の誤りが生じないよう、決裁時の確認を徹底することを確認して再発防止を図った。</p>
都市整備部	市街地整備課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度の地方道路交付金（区画整理）整備事業負担金の納入について、収入済通知書で確認したにもかかわらず、債権管理簿に消滅年月日を記載していないものが 19 件あった。債権の消滅を確認したときは、債権管理簿にその旨を記載する必要がある。</p> <p>また、組合等土地区画整理事業補助金（住宅基盤）については、債権管理簿の 66 か所を修正液で訂正していた。帳簿書類の訂正は、訂正前の文字を読むことができるように行う必要がある。</p>	<p>各担当ごとに研修を実施することにより、課員全員に対して埼玉県財務規則、会計事務処理要領等財務知識の習得を図った。</p> <p>また、例月で実施している財務の自己検査を徹底し、注意事項の再発防止に努めているところである。</p>
教育局	高校教育指導課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金の未返還金（平成 21 年 3 月末 485,980 円）は、ほとんどが平成 3 年度から 5 年度に生じたもので、長期にわたり未納となっている。</p> <p>20 年度は毎月、督促状を郵送するのみであり、家庭訪問や保証人への連絡を行っていないなど、債権回収に向けた取組が十分ではなかった。</p>	<p>債権回収のため、滞納者への家庭訪問や保証人への連絡を行い、未返還金額の縮減に取り組んだ。</p> <p>その結果、平成 21 年 12 月末までに新たに 116,500 円を回収した。</p>
教育局	生涯学習文化財課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 15 年度の生涯学習ステーションのリニューアルに伴い調達されたサーバ機器（取得価格</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 備品出納簿に記載した。</p>

			<p>1 2 , 5 7 6 , 3 7 5 円) の管理について、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 備品出納簿に記載すべきところ、記載していなかった。</p> <p>2 取得価格 1 0 0 万円以上の備品であることから、重要物品等カードを作成すべきであったが作成されていなかった。</p> <p>3 2 1 年 2 月にサーバ機器を更新した際に、不用となった本件サーバ機器について、処分協議・不用決定など必要な備品処分の手続きを行わなかった。</p>	<p>2 重要物品等カードを作成した。</p> <p>3 上記 1 及び 2 の対応を図った上で、処分協議及び不用決定を行った。</p> <p>今後は埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な手続を踏んだ上で、物品の管理及び処分を行うことを徹底していくこととした。</p>
環境部	越谷環境管理事務所	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 2 0 年度に O A 機器を廃棄するに当たり委託した産業廃棄物収集運搬業務 (5 , 2 5 0 円) 及び処分業務 (1 , 0 5 0 円) について、次の点が不適切であった。</p> <p>1 当該 2 件の契約書に事務所長の記名、押印がなかった。</p> <p>2 履行確認の時点で検査調書を作成すべきところ作成していなかった。</p> <p>3 処分業務の履行確認の検査を 4 月 2 日に行った。産業廃棄物管理票 (マニフェスト) に記載された処分終了日は 4 月 3 日であり、業務の完了前に検査をしていた。</p>	<p>関係法令及び埼玉県財務規則等を再度確認したうえで、財務事務のチェックポイントをまとめた資料を作成し、職場会議の際に職員全員に周知を図るとともに、事務処理過程におけるチェックを適確に実施するよう徹底した。</p>
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 2 1 年度に事務所の車庫の大型シャッター (7 8 8 千円) 及び玄関の自動ドア (5 2 5 千円) を修繕した。これらの予定価格は 5 0 万円以上であり、</p>	<p>監査結果の詳細について、1 0 月 1 3 日に役付会議で情報の共有を図り再発防止を徹底した。</p> <p>また、適正な財務事務を執行するため、1 0 月 2 1</p>

			<p>予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p>	<p>日に全職員を対象として財務事務の職場研修を実施した。</p>
<p>県土整備部</p>	<p>行田県土整備事務所</p>	<p>平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)</p>	<p>平成 20 年 10 月に発注した橋りょう整備工事(昭和橋迂回路工)は、先に施工中の工事(旧橋下部撤去工)と関連するため、同一業者と随意契約をした。</p> <p>1 社のみから見積書を徴する場合は、設計金額の事前公表を行わず、事後公表するとされている。</p> <p>見積指名の通知書に設計金額を記載し、事前に公表したことは不適切であった。</p>	<p>監査結果を受け、翌週の 8 月 31 日に部長会議で再発防止の徹底を指示するとともに、適正な事務処理を職員に文書で周知した。</p> <p>今後は、再発防止策として、決裁後のシステム入力時に総務担当課長及び起案者が再チェックするよう改善した。</p>
<p>教育局</p>	<p>岩槻北陵高校</p>	<p>平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)</p>	<p>平成 20・21 年度の修繕、物品購入等の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 21 年 3 月に行った換気扇フード塗装・交換(732,900 円)では、業者からの完了通知を受けることなく 3 月 31 日に履行確認をしていた。</p> <p>4 月 1 日に提出された完了通知書には、完了年月日が記載されていなかった。</p> <p>2 21 年 5 月に教師用指導書を購入(539,070 円)した。契約金額が 50 万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。</p> <p>3 20 年 8 月に、雨水排水管の修繕を 2 箇所(78,750 円、33,600 円)行い、後援会会計から支出した。</p> <p>修繕すべき箇所の調査や見積合わせを怠り、それぞれ口頭で修理を依頼したため、県費を支出するために必要な書類が整わなかったことから、安易に後</p>	<p>再発防止のため下記のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 業者からの完了通知に係る適切な確認を徹底することとした。 契約金額が 50 万円以上のものについては、請書を徴するよう徹底した。 修繕に当たっては必要箇所の調査や見積合わせを実施するとともに、後援会会計の負担を求めるに当たっては、適切な事務手続きを行い、安易に後援会会計の負担としないようにする。

			援会会計に負担させた。	
教育局	浦和高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 20 年度の工事請負、修繕及び業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21 年 2 月に緑化ネット設置工事請負契約 (714,000 円) を締結した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 21 年 3 月にプール棟管理室防犯ガラスの修繕 (123,774 円) をした。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴すべきところ、1 者のみであった。</p> <p>3 20 年度に夏季電力消費量調査及び冬季電力消費量調査の業務委託契約 (1,995 千円 (夏季、冬季同額)) を締結した。継続してデータを比較する必要があることを理由に前年度に調査を実施した 1 者から見積書を徴取し、随意契約としていた。しかし、仕様書で調査方法等を明示することにより、他の業者でも行える業務であったことから、競争入札とすべきであった。</p>	<p>再発防止のため下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 予定価格が 50 万円以上のものについては、予定価格調書を作成するよう徹底した。</p> <p>2 契約金額が 10 万円以上のものについては、2 者以上から見積書を徴することとした。</p> <p>3 同様の契約があった場合には、競争入札を行うよう徹底した。</p>
教育局	大宮高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 21 年 3 月 12 日に 3 者による見積合わせを行い、同日付で生物室改修工事契約 (729,750 円) を締結した。</p> <p>しかしながら、契約締結日より前の 3 月 9 日には、当該改修工事の際に排出される産業廃棄物処理の契約</p>	<p>見積合わせの確実な実施により、予算の効率的・計画的執行を図ることが職員の責務であるという意識を徹底した。再発防止のため、適正な工事期間を確保した上で計画的に改修を行い、発注時や決裁時のチェック体制を強化した。</p>

			<p>が、当該受注業者と産業廃棄物処理業者との間で締結されていた。</p> <p>加えて、当該工事の予定価格調書を作成したのは、見積合わせを行った翌日の3月13日であった。</p> <p>実態は、3者による見積合わせの前に1者との随意契約が成立しており、不適切であった。</p>	
教育局	川越総合高校	平成21年12月15日 (第2142号)	<p>平成21年3月に金属くずを産業廃棄物処理(52,500円)し、3月23日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月25日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認することとした。</p>
教育局	児玉高校	平成21年12月15日 (第2142号)	<p>平成20年4月に教師用指導書を購入(546,380円)した。契約金額が50万円以上であり、請書を徴すべきところ、徴していなかった。</p>	<p>契約金額が50万円以上のものについては、請書を徴するよう徹底した。</p>
教育局	児玉白楊高校	平成21年12月15日 (第2142号)	<p>平成20年度に現金領収した野菜・花卉の販売代金について、払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤りがあった。</p> <p>また、生産品出納簿に記載していないものがあった。</p> <p>1 払込みの遅延及び現金出納簿の記載誤り</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 現金受領後の速やかな入金及び現金出納簿の適切な記載を徹底した。</p> <p>2 生産品の販売後において生産品出納簿の適切な記載を徹底した。</p>

			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現金 領収日</th> <th rowspan="2">領収 金額</th> <th rowspan="2">払込日</th> <th colspan="2">現金出納簿</th> </tr> <tr> <th>受入日</th> <th>払出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月9日(日)</td> <td>36,700円</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> <td>11月12日(水)</td> </tr> <tr> <td>3月7日(土)</td> <td>40,000円</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> <td>3月13日(金)</td> </tr> <tr> <td>3月12日(木)</td> <td>40,000円</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> <td>3月18日(水)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生產品出納簿の記載漏れ</p> <p>2月 6日(金) 販売ミニカトレア 10鉢</p> <p>3月 7日(土) 販売パンジー 400株</p> <p>3月12日(木) 販売パンジー 800株</p>	現金 領収日	領収 金額	払込日	現金出納簿		受入日	払出日	11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)	3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)	3月12日(木)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)	
現金 領収日	領収 金額	払込日	現金出納簿																							
			受入日	払出日																						
11月9日(日)	36,700円	11月12日(水)	11月12日(水)	11月12日(水)																						
3月7日(土)	40,000円	3月13日(金)	3月13日(金)	3月13日(金)																						
3月12日(木)	40,000円	3月18日(水)	3月18日(水)	3月18日(水)																						
教育局	児玉白楊 高校	平成21年12月15日 (第2142号)	平成20年7月、重要物品であるシーケンス制御負荷装置の売払い処分を行った。しかし、埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定、売払い等、一連の事務手続きを行うことなく処分していた。	再発防止のため、物品の廃棄について職場研修を実施し、埼玉県財務規則等の遵守と適正な事務処理の執行の周知及び徹底を図ることとした。																						
教育局	鶴ヶ島清 風高校	平成21年12月15日 (第2142号)	平成21年3月に生徒用机・椅子を産業廃棄物処理(70,875円)し、3月28日に検査をした。産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日は3月30日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認することとした。																						
教育局	所沢商業 高校	平成21年12月15日 (第2142号)	平成20年度に発注した校舎屋上手摺塗装工事請負契約(1,554千円)については、21年3月31日に工事完成通知が提出されたにもかかわらず、翌年度の4月6日に完了検査を行った。	再発防止のため、工事請負契約において完成検査や手直しに要する期間を見込んだ工期を設定するとともに、適正な工程管理の下、速やかな完了検査を行うことを徹底した。																						

			<p>適正な工程管理の下に、年度内に完了検査を行うべきであった。</p> <p>また、完成検査や手直しに要する期間を見込んだ工期を設定するべきであった。</p>	
教育局	深谷第一 高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 21 年 2 月にアームチェア (78,750 円) を、同年 3 月にソファ (75,075 円) を購入した。それぞれの価格が 10 万円以下のため、1 者から見積書を徴取し随意契約を行った。</p> <p>これら 2 点は同じ休養室に設置され、見積及び納品とも同じ業者から 1 か月以内に行われていた。</p> <p>計画的な予算執行を心がけ、一括発注により 2 者以上から見積書を徴するべきであった。</p>	再発防止のため、計画的な予算執行を心がけ、同種同時期の物品に係る発注を一括して行い、2 者以上から見積書を徴することとした。
教育局	不動岡高 校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 20 年度の監視制御装置修繕工事 (1,761,900 円) の執行に当たり、緊急に修繕を行う必要があることを理由に 1 者による随意契約とした。</p> <p>11 月 4 日の設計図書の提示から 11 月 14 日の見積書提出日まで 11 日間の見積期間を設けており、複数業者による見積合わせが可能である。</p> <p>また、見積書を徴した翌日の 11 月 15 日に予定価格調書を作成していた。</p> <p>事前に予定価格調書を作成した上で、複数業者による見積合わせをするべきであった。</p>	修繕工事の執行に当たっては、工事の緊急性、施工期間、所要額等を十分に精査し、見積合わせ (予定価格調書の作成、見積書の徴取等) については、埼玉県財務規則に則り執行することを徹底した。

教育局	松伏高校	平成 21 年 12 月 15 日 (第 2142 号)	<p>平成 20・21 年度の業務委託契約の履行確認について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 20 年度の空気環境測定業務委託(141,750 円)の検査は、契約書により業務完了報告書を受理した日から 10 日以内に行うこととなっている。</p> <p>8 月 31 日に提出された報告書の検査が 10 月 1 日、10 月 31 日に提出された報告書の検査が 12 月 1 日と、繰り返し遅延していた。</p> <p>2 21 年度の一般廃棄物処理業務委託(505,008 円)の 8 月分の検査は 8 月 31 日に行ったことになっているが、当日、検査員は夏季休暇を取得していた。</p> <p>3 20 年度の樹木維持管理業務委託(378,000 円)の完了通知書が 10 月 27 日に提出されたが、特段の理由もなく、検査は 11 月 14 日と遅延していた。</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 契約書に記載されている期限内に業務完了報告書の検査を行うことを徹底した。</p> <p>2 検査調書の作成に当たっては、検査実施日の確認を徹底することとした。</p> <p>3 業務委託契約の検査に当たっては、完了通知書の提出後、速やかに行うよう徹底した。</p>
-----	------	---------------------------------	--	--

3 監査の結果に添えた意見

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 意 見	講 じ た 措 置
環境部	水環境課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>土壌汚染早期発見事業では、有害物質を扱う施設に対して、土壌汚染の早期発見・早期対策の観点から、県が土壌の簡易調査を行っている。</p> <p>汚染の可能性のある事業者に対して詳細調査を勧めているが、法令等に定めがない任意の取組であるため、経済的理由などにより詳細調査を実施しない事業者が多い。</p> <p>県は、事業者が行う詳細調査及び県が行う周辺環境調査等の実施基準を定め、適正に指導を行うべきである。</p>	<p>平成 21 年 12 月に「有害物質取扱事業所の土壌簡易測定結果検出(陽性)事例の対応方針」を策定した。</p> <p>ここでは、土壌の簡易調査で有害物質が検出された場合に、事業者に対する詳細調査等の早期実施、地下水等周辺環境や住民に及ぼす影響の確認及び対応方法等について、方針を定め明文化した。</p> <p>今後は、当方針に基づいて事業者に対する適切な指導を行い、土壌汚染の早期発見及び周辺環境への汚染拡大防止に努める。</p>
福祉部	障害者福祉推進課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度の障害者就労定着支援事業における支援予定者数については、障害者施設から一般就労する障害者数の目標値である 190 名(予算額 9,238 千円)とした。</p> <p>しかし、実際に定着支援を行った障害者数は、17 名(執行額約 138 千円)に留まった。</p> <p>実績が大きく下回った原因を分析し予算を効果的に執行して、就労した障害者の定着が図られるよう、努める必要がある。</p>	<p>補助制度をより使いやすいものとするため、障害者への支援時間に応じて補助単価を加算するとともに、派遣回数の上限の撤廃などの改正を行った。</p> <p>また、障害者福祉施設の会議において説明を行うなど、制度の周知に努めた。</p>